

国土交通省「令和8年度 海洋ドローンの利活用に関する地域モデル創出のための実証事業」 公募説明会資料

国土交通省 総合政策局
経済安全保障・海洋政策課

海洋ドローンの利活用に関する地域モデル
創出のための実証事業事務局

令和8年7月17日

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 全体スケジュール |
| 2 | 公募の目的 |
| 3 | 公募内容 |
| 4 | 審査方法・審査基準 |
| 5 | 提案様式・応募方法 |
| 6 | Q&A |

1.全体スケジュール

本事業は公募・審査を経て採択された参加者が、事務局との契約のうえで実証実験を実施します。

実施事項	2026年						2027年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
公募	7/17 16:00 公募説明会 	9/4 13:00 応募書類提出期限 						
審査・選定			9月中旬～下旬 選定結果の公表・通知 					
実証			10月上旬～中旬 実証実験開始 				1/31 実証終了	
報告							2/12 精算書類・最終報告書 	2月下旬 最終成果報告会

2.公募の目的

沿岸・離島地域の課題解決に向けた、海洋ドローンの実証を公募します。本年度は地域での実運用・自走を見据え、実装モデルの創出を目指します。

背景

- 沿岸・離島地域では、水産業や海上輸送に加え、洋上風力発電や海洋観光など新たな海域利活用が進展している
- 高齢化・過疎化による担い手不足、老朽化するインフラの管理、海域の自然環境劣化等の課題がある

目的

- 地域課題の解決に資する海洋ドローン※の利活用法を検証する
- 地域での実装のモデル事例創出を目指し、地方自治体との連携を必須とし、ビジネス化に向けた実証実験を実施する

※海洋ドローン: ASV、AUV、ROVなど、推進力を有し海上又は海中を自律又は遠隔操作で浮遊し移動することのできるツールを指す

3.公募対象

以下のすべての要件に該当する実証実験を公募対象とします。本年度は地方自治体との連携体制の構築を必須とします。

(1)	海洋ドローンの、我が国沿岸・離島地域における利活用法を提案し実証するものであること
(2)	我が国沿岸・離島地域における海域利活用の課題に対応し、地方自治体等の課題・ニーズの解決に直接つながる公共性のある実証実験であること
(3)	海洋ドローンの製品化・サービス化に向けた実証実験であり、データ取得等の運用面での実証に加え、沿岸・離島地域での実装に向けた費用対効果やビジネス化に向けた検証も実施すること
(4)	<u>「海洋ドローンの製造・運用者」と、「地域課題の解決・地域活性化のため導入可能性を検討している地方自治体」が連携する実験体制が実証開始までに構築されていること。</u> または、地方自治体が代表となって実施する体制であること
(5)	- 参加する地方自治体は、実証実験への協力・助言(日常的な会議・現場への参加、資料作成や関係者との意見調整、海域管理者との利用調整の支援等)を行うこと - あわせて、地方自治体として海洋ドローン導入に向けた検討(インフラ点検等のガイドライン策定、実証フィールド提供、今後の取組計画や支援メニューの検討等)を行うこと
(6)	実証実験に係る水域の利用に関する関係者の了解が得られている、または得られる見込みであること
(7)	実証実験の結果を広く一般に公表することが可能なものであること
追加要素	以下の要素を持つ場合も公募対象に含める ① 内水面を利用して実施する実証実験であっても、我が国の沿岸・離島地域における利活用を想定したもの ② 応募時点で国又は地方自治体、民間事業等のプロジェクトにおいて、既に一定の取り組みを開始しているもの

3.助成内容

実証実験に直接必要な経費は本事業の実施予算の範囲内で、代表者との契約に基づき、対象経費区分の経費を助成します。

項目	内容
採択件数	2件程度
助成上限額	実証実験1件あたり800万円(消費税込み)
留意点	・ 上限額を上回って助成する場合があります、その際は採択通知時に通知のうえ、事務局との協議を経て増額を決定する ・ 実証内容に応じて助成額を査定する場合があります、採択されても助成希望金額どおりに助成されるとは限らない
対象経費区分 (大項目)	物品費(消耗品費)／人件費・謝金／旅費／その他(外注費・印刷製本費・会議費・通信運搬費・光熱水料・諸経費) ※人件費は総額で助成金額の50%を上限とする
助成対象外	他事業で既に計上済みの経費、実験参加者の間接経費
支払時期	実費の支払いは、精算書類提出日(2027年2月12日)の翌月または翌々月を予定

3.事務局による伴走支援

採択後、事務局が実証の計画・実行から地域への導入検討まで伴走支援します。内容は各実証の状況を踏まえ、国土交通省との協議の上で決定します。

項目	支援例
実証実験の進捗 管理支援	・ 実証事業の計画策定の支援 ・ 実証実験の結果整理 ・ 会議の議事録作成 等
将来計画策定の 支援	・ 来年度以降の取り組みに向けた計画策定等の支援 等
ビジネス化・地域 での自走に向け た支援	・ 地方自治体と民間事業者の役割分担整理 ・ オペレーションモデルの策定検討支援 等

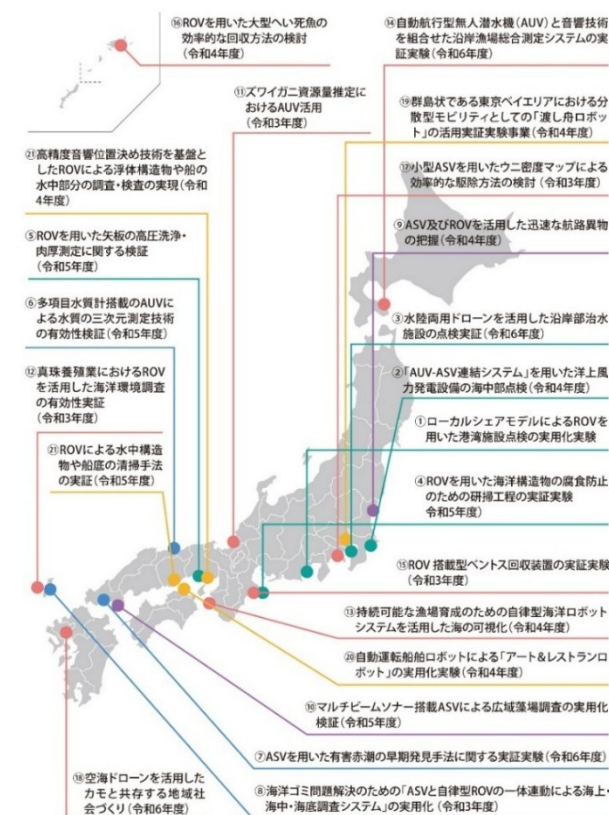
3. 契約後の責務等

採択・契約後は、実証実験を適切に実施するため、以下の責務を遵守していただきます。

項目	主な責務(要点を抜粋) ※詳細は応募要項参照
基本姿勢	法令を遵守し、実証は参加者の責任で実施すること。
関係法令の遵守・損害賠償等	参加者の責により生じた損害(第三者への損害を含む)は参加者が負担する。事故発生時は、代表者が連携する事務局へ報告し、対応を協議すること。
進捗・結果の報告	実施期間中は月1回程度、書面(必要に応じてWeb会議)で進捗を報告すること。最終報告書は期限までに提出し、報告書等は国土交通省が公表・活用できる。
成果等の発表	最終成果報告会で報告するほか、関係協議会への資料提供等に協力すること。
知的財産権の帰属	報告書等以外の知的財産権は、所定条件の遵守を前提に参加者へ帰属する。権利を出願・取得した場合は、遅滞なく国土交通省へ報告すること。
実験経費の精算	所定様式で実績報告書を提出する。契約書・領収書・請求書等の支払い確認書類は、事業終了後3か月間保管すること。
再委託の禁止	外注先等の第三者が、受託作業の一部または全部をさらに請負等に付すことは不可とする。

(参考)過去の实証事業の事例

- 令和2年に「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」を立ち上げ。令和3年度より、地域の海のニーズを踏まえながら各地で「海洋ドローン」について様々なユースケースへの利活用の実証実験を実施。離島・沿岸域・近海での社会経済活動で利活用が期待される比較的低価格・小型のモビリティを対象として、令和6年度までに社会的課題解決に資する実験22件を採択。
- 実証事業を通じて、特に水産、海洋インフラ、海洋環境を中心に多様なユースケースを開拓。ニーズの掘り起こしと、事業化に向けたユーザーとサプライヤーのマッチングを促進。



主な利活用領域	実証事業の名称 ※()内は実証年度	AUV	ASV	ROV	その他
海洋インフラ	① ローカルシェアモデルによるROVを用いた港湾施設点検の実用化実験 (令和3年度)			○	
	② 「AUV-ASV連結システム」を用いた洋上風力発電設備の海中点検 (令和4年度)	○	○		
	③ 水陸両用ドローンを活用した沿岸部治水施設の点検実証 (令和6年度)		○		
	④ ROVを用いた海洋構造物の腐食防止のための研掃工程の実証実験 (令和5年度)			○	
	⑤ ROVを用いた矢板の高圧洗浄・肉厚測定に関する検証 (令和5年度)			○	
海洋環境	⑥ 多項目水質計搭載のAUVによる水質の三次元測定技術の有効性検証 (令和5年度)	○			
	⑦ ASVを用いた有害赤潮の早期発見手法に関する実証実験 (令和6年度)		○		
	⑧ 海洋ゴミ問題解決のための「ASVと自律型ROVの一体運動による海上・海中・海底調査システム」の実用化 (令和3年度)		○	○	
水域管理	⑨ ASV及びROVを活用した迅速な航路異物の把握 (令和4年度)		○	○	
	⑩ マルチビームソナー搭載ASVによる広域藻場調査の実用化検証 (令和5年度)	○	○		
水産	⑪ ズワイガニ資源量推定におけるAUV活用 (令和3年度)	○			
	⑫ 真珠養殖業におけるROVを活用した海洋環境調査の有効性実証 (令和3年度)			○	
	⑬ 持続可能な漁場育成のための自律型海洋ロボットシステムを活用した海の可視化 (令和4年度)	○	○		
	⑭ 自動航行型無人潜水機(AUV)と音響技術を組み合わせた沿岸漁場総合測定システムの実証実験 (令和6年度)	○			
	⑮ ROV搭載型ベントス回収装置の実証実験 (令和3年度)			○	
	⑯ ROVを用いた大型へい死魚の効率的な回収方法の検討 (令和4年度)			○	
	⑰ 小型ASVを用いたウニ密度マップによる効率的な駆除方法の検討 (令和3年度)		○		
	⑱ 空海ドローンを活用したカモと共存する地域社会づくり (令和6年度)		○		○※
	⑲ 群島状である東京ベイエリアにおける分散型モビリティとしての「渡し舟ロボット」の活用実証実験事業 (令和4年度)		○		
	⑳ 自動運転船舶ロボットによる「アート&レストランロボット」の実用化実験 (令和4年度)		○		
海運観光	㉑ 高精度音響位置決め技術を基盤としたROVによる浮体構造物や船の水中部分の調査・検査の実現 (令和4年度)			○	
	㉒ ROVによる水中構造物や船底の清掃手法の実証 (令和5年度)			○	
	合計	6	11	10	1

※ 空中ドローン



ASV



AUV



ROV

4.審査方法・審査基準

審査委員会を開催し、提出された企画提案書の内容について、4つの観点への適合性を総合的に評価します。

審査方法	事務局が審査委員会を開催し、提出された企画提案書の内容を審査基準に基づき総合的に評価する。
審査項目	内容(抜粋・要約) ※詳細は応募要項を参照
課題認識の的確性	- 第4期海洋基本計画・第6期国土交通省技術基本計画・次世代海洋モビリティビジョン等の政策課題の解決に資すること - 解決すべき海域利活用の課題や自治体ニーズと、海洋ドローン利用の意義が明確であること
実験内容の的確性	- 地域・利用者ニーズに的確に対応し、運用可能性、地域実装、ビジネス化を検証する内容であること。 - 技術成熟度(TRL)の自己評価が的確(本事業はTRL7以上を想定)であること - 実行可能なスケジュール・体制・効果検証方法・経費見積りが具体的であること
発展性	- 事業化・社会実装への道筋が具体的であり、自治体による地域での導入・自主的な検討が進むことが期待できること - 他地域への横展開(普遍性)や、広域を通じた地域までの認知度向上に資すること
事業経済性	市場規模・事業規模等に基づき、費用対効果(コスト削減効果・付加価値)やビジネス化(採算性・オペレーション・ビジネスモデル)の検証内容と算出方法を応募時点で検討し、その妥当性があること

5.提案様式と記載のポイントー提出様式の全体像

応募には、企画提案書・見積書・概要説明シート等、決められた様式の書類一式を提案1件ごとにご用意いただきます。

書類	様式・形式	概要
①企画提案書	様式1・様式1別紙 (Microsoft Word)	実証実験内容を具体的に記載する様式 ※別紙1は地方自治体の方が記入してください
②見積書	様式2 (Microsoft Excel)	経費と助成希望金額の見積
③概要説明シート	様式3 (Microsoft PowerPoint)	提案の概要を簡潔にまとめた説明資料 ※採択時に公表しますので、公表前提で作成してください
④法人概要書類	様式指定なし(会社パンフレット等でも可)	応募者(共同実施者含む)の法人概要

※④法人概要書類は、公募要領2.2.(2)(一般社団・財団法人等)又は(3)(民間企業等)に該当する法人のみ提出してください

5.提案様式と記載のポイントー記載のポイント

記載のポイントは以下の通りです。特に本年度は、様式1別紙の連携する地方自治体からコメントをいただく様式が加わりますので、あわせてご確認ください。

様式	記載のポイント(要点)
様式1(企画提案書)	・審査の4観点(課題認識・実験内容・発展性・事業経済性)に沿って記載 ・自治体との連携体制・役割分担を明確に記載
様式2(見積書)	・経費区分に沿って実験内容に対応した具体的な内訳を記載 ・人件費は助成額の50%が上限 ・内容に応じて査定される場合あり
様式3(概要説明シート)	・目的・実験内容・体制・スケジュールを簡潔に一覧化
【本年度のポイント】 様式1別紙:地方自治体コメント	・連携する地方自治体からコメントをいただく、本年度の新様式 ・「地方自治体における課題と実証実験への期待」、「実証実験での協力体制」、「実証実験終了後の取り組みの構想(任意)」を記載

※様式の入手先:[国土交通省ウェブサイト](#)(海洋政策／海洋ドローン関連ページ)よりダウンロードしてください。

6.応募方法

応募書類 (再掲)	①企画提案書(Word)【様式1・様式1別紙】 ②経費及び助成希望金額見積書(Excel)【様式2】 ③概要説明シート(PowerPoint)【様式3】 ④応募者の法人概要に関する書類(様式指定なし、会社パンフレット等でも可)
提出期限	令和8年9月4日(金)13:00(必着)
提出先	海洋ドローンの利活用に関する地域モデル創出のための実証事業事務局 メールアドレス:hqt-sea-mobi2@gxb.mlit.go.jp
提出方法	メール添付により電子ファイルを提出してください。ファイルサイズは20MB以下とし、超える場合は分割してください。
お問い合わせ	上記事務局メールへ、件名に「海洋ドローンの利活用に関する地域モデル創出のための実証事業 お問い合わせ」と記載のうえ、お問い合わせ事項・連絡先(法人名・部署名・氏名・メールアドレス・電話番号)を明記してください。 (お問い合わせ締切:8月31日(月)12:00)

6.よくあるご質問

質問	回答
海洋ドローンは「ASV、AUV、ROVなど」と記載があるが、UAV(空中ドローン)も含まれるか。	「推進力を有し、海上又は海中を自律又は遠隔で浮遊し移動することのできるツール」と定義しているため、空中のドローン単体では対象にはなりません(海洋ドローンと空中ドローンを連携させることは可能です。)
本事業でASV、AUV、ROV等の機体の購入費は補助されるか。	本事業は「委託事業」であるため、物品費のうち消耗品費であるもの(耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の物品)以外への補助は認められません。
実験参加者の間接経費と一般管理費は本実証の経費として計上することができるか。	実証参加者の間接経費と一般管理費は本事業の助成の対象外とします。
1つの事業者が複数の提案を申請することは可能か。	可能です。その際は目的や用途の異なる内容でご提案ください。
オンラインストレージによる提案書の提出は可能か。	オンラインストレージではファイルをダウンロードできない場合があるため、原則はメールにご提出ください。その際、ファイルサイズは20MB以下になるようにしてください。
提案様式はPDF化するのではなく、元のファイル形式(Word、Excel、PowerPoint)の形式で提出するのか。	元のファイル形式でご提出をお願いいたします。